

『平成 19 年度税制改正の概要』

ポイント

中小企業の経営基盤の強化

中小企業の事業承継の円滑化

中小企業へのその他の支援

1 中小企業の経営基盤の強化

>>>中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃（法人税）

地域の経済と雇用の大宗を支える中小企業の活性化が喫緊の課題です。発展を目指す中小企業にとっては、設備投資・研究開発等を行うための資金の確保や信用力向上等を図るために利益の内部留保が必要不可欠であり、留保金課税は中小企業の発展の阻害要因です。このため、中小企業を留保金課税の適用対象から除外します。

<改正の概要>

対象法人：同族関係 1 グループで株式等 50% 超保有

[現行制度]

留保控除（以下の最も多い額）

所得基準：所得等 × 50%（大企業は所得等 × 40%）

定額基準：2000 万円

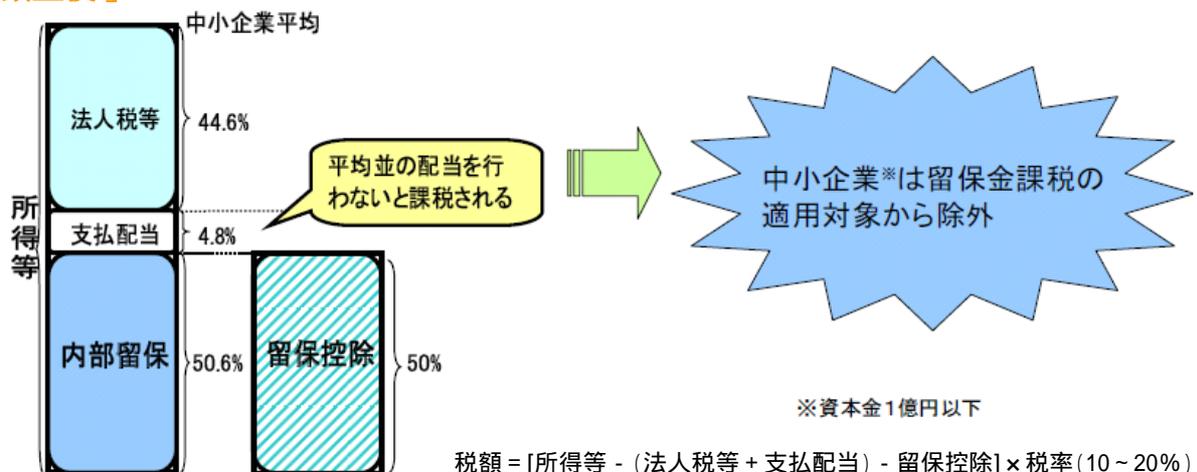
積立金基準：資本金 × 25% - 利益積立金

自己資本比率基準：自己資本比率 30% 到達までの額（中小法人のみ）

不適用措置

中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業

[改正後]



[改正の効果]

留保金課税の適用対象から除外することにより、中小企業にとって不可欠な内部留保の充実が図れる。

>>>中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づく税制措置（法人税、所得税）

地域の強みを活かした中小企業の事業活動を促進するため、中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づき、特色のある産地技術、農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して、新たな商品・サービスの開発・提供を行う中小企業に対し、事業の立ち上げ・拡大に向けた設備投資を支援する税制措置を創設する。

<改正の概要>

- ・各地域には、地域経済活性化の核となりうる有望な資源がありながら、その活用が十分なされていない。
- ・その大きな要因は、地域資源の担い手である中小企業が市場と直結した商品開発や事業化ができていないこと。



「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、新法に基づき中小企業による地域資源を活用した事業展開を強力に支援する。

- ・ 地域資源を活用した新商品・新サービスを開発・提供するための設備投資に対する税制措置の創設（7%の税額控除又は30%の特別償却）
- ・ マーケット開発のための資金等に対する支援（予算措置）
- ・ マーケットに精通した優れた人材によるハンズオン支援（予算措置）等

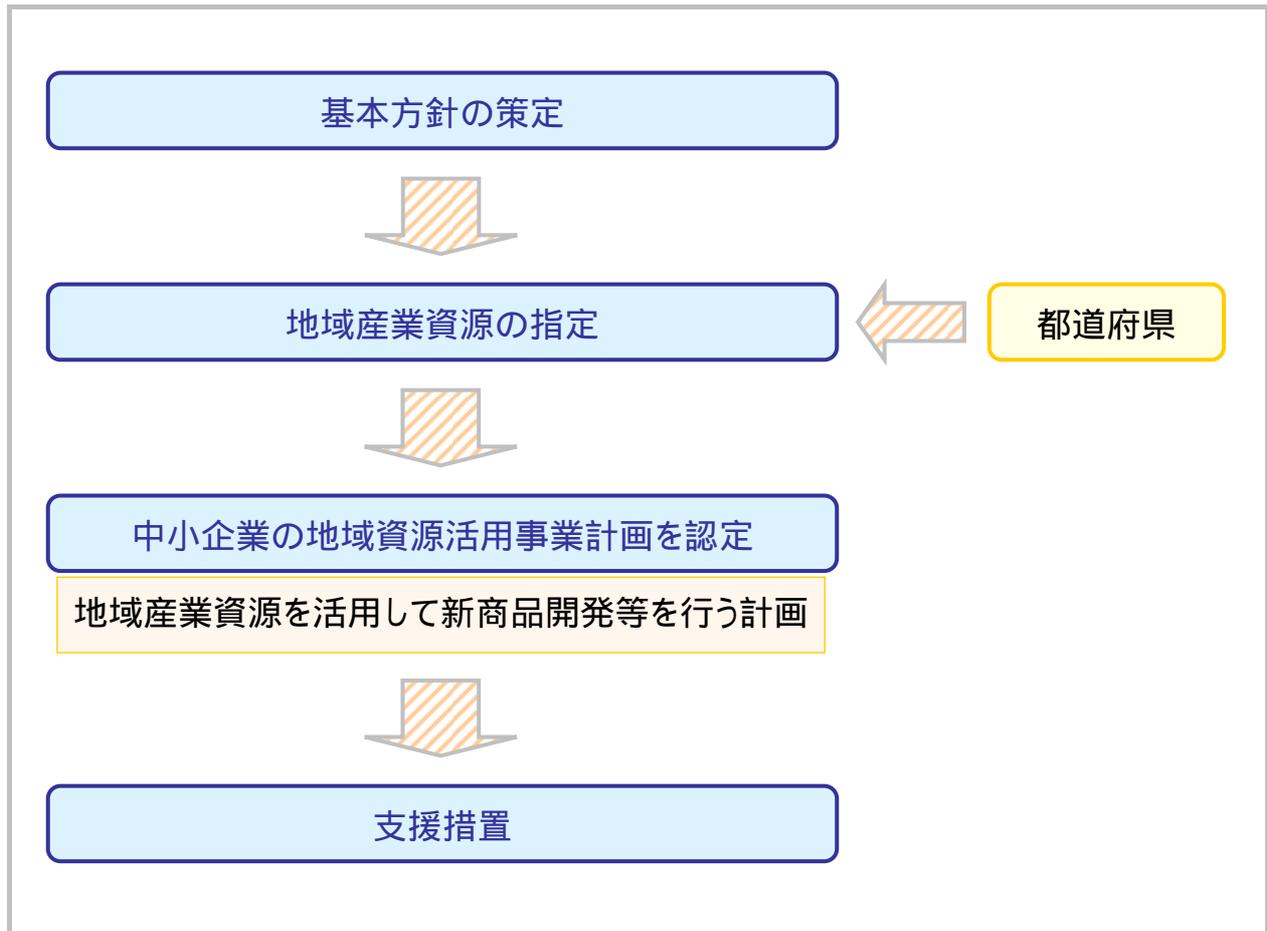
<地域の水産資源を活用した新商品の開発・提供（目指すべき成功例）>

A社（北海道留萌市）

- ・ 肌の保水剤等として有用なコラーゲンを水産廃棄物である鮭皮より抽出・精製する技術を、大学、公設試と共同で研究し実用化。化粧品、食品、試薬品等向けに加工販売し、約 80 社と取引を実施。高いシェアを確保。



< 中小企業地域資源活用促進法（仮）のスキーム（案） >



[改正の効果]

設備投資を促進することにより、中小企業による地域資源を活用した新商品や新サービスの開発・事業化を後押しする。

>>>減価償却制度の抜本の見直し（法人税、所得税、住民税、事業税）

減価償却制度について、国際的なイコールフットィングを確保し、イノベーションの加速化により、企業の国際競争力・我が国経済の成長力を強化するため、償却に要する年数を諸外国（欧米・韓国等）に劣らないものとする抜本的な見直しを行う（大正7年の制度創設以来の大改革。約40年ぶりの大改正）。

< 改正の概要 >

今後新規に取得する設備について、現行の法定年数経過時点の「残存価額」を撤廃（10% 0%）し、法定年数経過時点で全額（100%）まで償却可能な制度とする。（250%定率法の導入）

250%定率法とは、まず、定額法の償却率（100%/法定耐用年数）を2.5倍（250%）した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が、法定耐用年数から経過年数を控除した期間内にその時の帳簿価額を定額法で全額償却すると仮定して計算した償却額を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて、備忘価額まで償却する方法をいう。

「償却可能限度額」（取得価額の95%）を撤廃する。

（現行制度では設備を償却しない限り、償却可能限度額95%までしか償却できない。

95%まで償却が進んだ設備については、事後5年間で全額（100%）まで均等償却可能とする。）

（注）上記の他、技術進歩が著しいIT分野の特定設備の法定耐用年数を短縮化する。

- | | | |
|---------------------|-----|-------|
| ・フラットパネルディスプレイ製造設備 | 10年 | 5年に短縮 |
| ・半導体用フォトリソ製造設備 | 8年 | 5年に短縮 |
| ・フラットパネル用フィルム材料製造設備 | 10年 | 5年に短縮 |

運用面での改善

このほか、法定耐用年数の短縮特例に関し、納税者の利便性向上のため、汎用性を有し、他の納税者においても耐用年数の短縮に関する承認申請を行うことが予想されるような資産について、国税庁より承認事例の公表を行う。

【改正の効果】

設備投資の費用の早期回収（償却）が可能となるため、新規設備投資が促進され、生産性が向上。

>>>中小企業等基盤強化税制の延長（法人税、所得税）

中小小売業者等の経営基盤の強化を通じ、中小小売業等の高度化・高付加価値を図るため、中小企業等基盤強化税制を延長する。

<改正の概要>

【現 行】

中小卸・小売・特定のサービス業者の取得する機械・装置及び器具・備品について、特別償却（初年度30%）又は税額控除（7%）を講じている。

また、中小企業新事業活動促進法に係る要件（経営革新等）を満たした企業の取得する機械・装置についても、同様の措置を講じている。

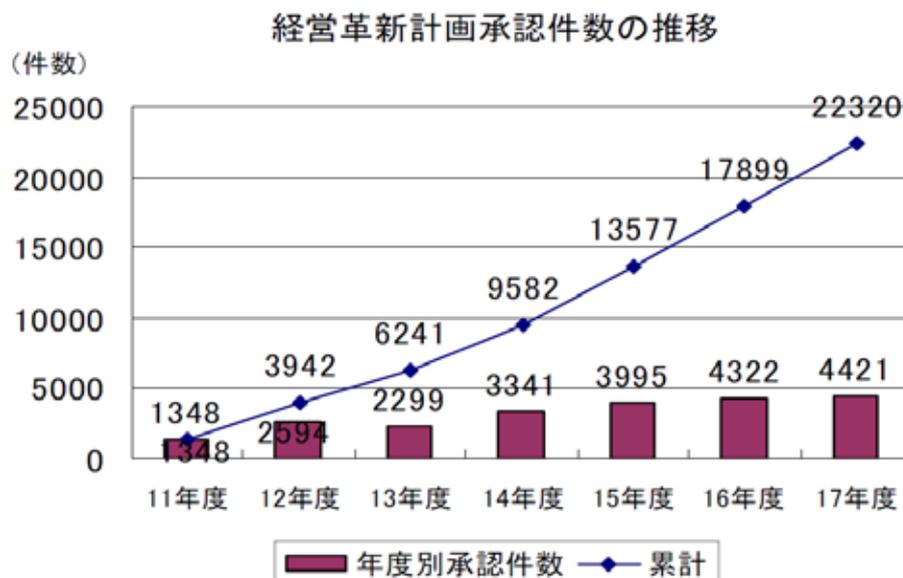
* 中小企業新事業活動促進法に係る要件を満たした場合は、いずれの業種でも適用可能となり、資本金 1 億円以下の要件が製造業等で 3 億円以下まで緩和される。



適用期限を 2 年間延長（平成 21 年 3 月 31 日まで）



(出所) 中小企業等基盤強化税制アンケート調査(18年6月)



[改正の効果]

設備投資を促進することにより、中小小売業等の高度化・高付加価値化を図るとともに、新たな取り組みを行おうとする中小企業の後押しを図る。

2 中小企業の事業承継の円滑化

>>>相続時精算課税制度の拡充（相続税、贈与税）

中小企業の事業承継の円滑化のためには、早い段階から計画的な取組が不可欠です。このため、早期の計画的な事業承継を促進する観点から、現行の相続時精算課税制度では対象とならない 60 歳以上の中小オーナー経営者が、後継者である子供（代表者となる場合等に限り）に自社株式を贈与する場合の特例を創設する。

<改正の概要>

[贈与時]

- ・申告を前提に、65 歳以上の親から 20 歳以上の子への贈与につき、2,500 万円の非課税枠（限度額まで複数回使用可）これを超える部分については税率一律 20% で課税。

（特定非上場株式贈与特例の創設）

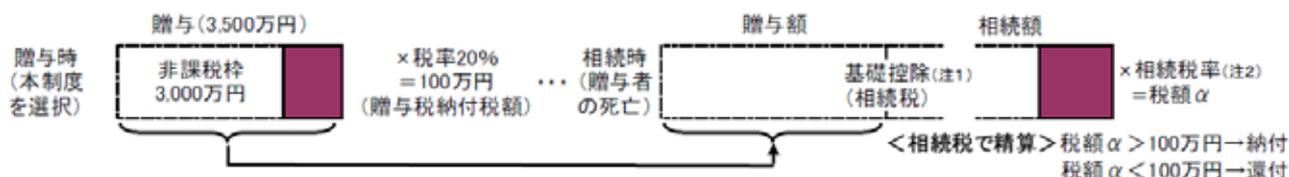
中小オーナー経営者が、自社株式を後継者である子供（代表者となる場合に限る）に贈与する場合、贈与者の年齢要件を 60 歳に引き上げ、非課税枠を 3,000 万円に引き上げる。

発行済株式等の総額が 20 億円未満の会社を対象。受贈者が代表者かつ株式等 50% 超保有となることが条件で、特例選択後 4 年経過時点で判断。

[相続時]

- ・贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算する。

< 3,500 万円の生前贈与を受けた場合 >



（注 1）5000 万円 + 1000 万円 × 法定相続人数

（注 2）10 ~ 50% の累進税率（3 億円超で 50%）

[改正の効果]

特例の創設により、早期の計画的な取組が促進され、事業承継の円滑化が図られる。

>>>種類株式の評価方法の明確化（相続税）

会社法の下で活用の幅が広がった種類株式は、中小企業の事業承継においても活用が期待されているが、相続税法上の評価方法が不明確で活用が進まないとの指摘がある。そこで、中小企業の事業承継において活用が期待される典型的な種類株式について、その評価方法を明確化する。

< 概 要 >

種類株式（以下三類型）の相続税法上の評価方法を、以下のとおり明確化する（国税庁より年度内公表予定）。

(1) 配当優先の無議決権株式

普通株式と同様に評価することが原則（純資産価額方式の場合には配当優先の度合いに関わらず普通株式と同額評価）。ただし、相続時の納税者の選択により、相続人全体の相続税評価総額が不変という前提で、議決権がない点を考慮し、無議決権株式について普通株式評価額から 5 % を評価減することも可能とする。

無議決権株式の評価減分を議決権株式に加算

(2) 社債類似株式（一定期間後に償還される特定の無議決権 + 配当優先株式）

以下の条件を満たす社債に類似した特色を有する種類株式は、社債に準じた評価（発行価額と配当に基づく評価）を行う。

優先配当
無議決権
一定期間後に発行会社が発行価額で取得
残余財産分配は発行価額を上限
普通株式への転換権なし

典型的活用方法（経営権集中と財産分配の両立）

財産の大半が自社株式である中小オーナー経営者が、後継者に経営権を集中させたいが、複数の相続人がいる場合

(1)又は(2)を発行し、無議決権株式を非後継者に相続、普通株式（議決権有）を後継者に相続

(3) 拒否権付株式

拒否権付株式（普通株式 + 拒否権）は、普通株式と同様に評価する。

典型的活用方法

中小オーナー経営者が、承継後の経営安定のため、一定期間は後継者の独断専行経営を防げる形にしておきたい場合

拒否権付株式を発行・保有し、後継者への権限委譲後一定期間は保有

[改正の効果]

評価方法明確化により予測可能性が高まり、種類株式の活用が大いに促進され、事業承継の円滑化に資する。

>>>非上場株式に係る事業承継税制の見直し（相続税、贈与税）

<平成 19 年度税制改正大綱「検討事項」より抜粋>

事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。

こうした観点から、中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに、幅広く検討する。

<現 状>

- ・非上場企業のオーナー経営者に相続が発生した場合の株式評価は、企業規模が大きければ上場会社との比較、小さければ純資産額（資産 - 負債）を基準に行われる（少数株主は、配当を基準にした評価）。
- ・相続税負担が問題になる多くのケースでは、上場会社との比較による評価が用いられているが、市場性のなさ等を理由に、上場会社との比較で算出した株価から 3 ~ 5 割の減額がなされている。
- ・後継者が相続で取得する株式については、上記評価に対して、さらに 10% の評価減が行われる。

特に高収益の中小企業の株式は高く評価される傾向にあり、欧米に比して軽減措置も十分でないことから、親族内で事業を承継する場合に大きな障害

<事業用資産に係る相続税の軽減措置の欧米諸国との比較>

	日 本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
事業用資産に係る相続税の軽減措置	非上場株式： 10%軽減 事業用宅地： 80%軽減	事業用資産 100%減 同族会社の事業 用の土地につい ては 50%減	事業用資産 35%軽減 (22.5 万ユーロ 控除後)	事業用資産 75%軽減	事業用資産 130 万ドルま で非課税
非上場株式に係る主な要件	申告期限まで保有し、かつ、役員であること	相続前 2 年間の資産保有、相続後の継続要件なし	相続後 5 年間継続保有	相続後 6 年間継続保有、5 年以上事業に従事	相続後 10 年間のうち 5 年以上事業に従事

3 中小企業へのその他の支援

>>>特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し（法人税）

平成 18 年度税制改正において、個人で事業を行っている者の節税目的の法人設立を抑制する観点から、実質一人会社（特殊支配同族会社）の役員給与について、損金算入制限措置が導入された。中小零細企業への配慮から適用除外措置も設けられたが、中小企業の活性化の観点から、適用除外基準を引き上げ、従前の 2 倍の 1,600 万円にする等の見直しを行う。

<改正の概要>

[対象法人]

同族関係者(同一内容の議決権行使に同意している者を含む)1グループで株式等 90%以上を保有、かつ、常務に従事する役員のうち同族関係者が過半数

[損金算入制限措置]

オーナー役員(業務主宰役員)給与につき、個人段階で利用可能な給与所得控除相当分だけ法人段階で損金不算入

「業務主宰役員」「常務に従事する役員」の定義、持株等による判定における「同一内容の議決権行使に同意している者」について国税局通達等で明確化

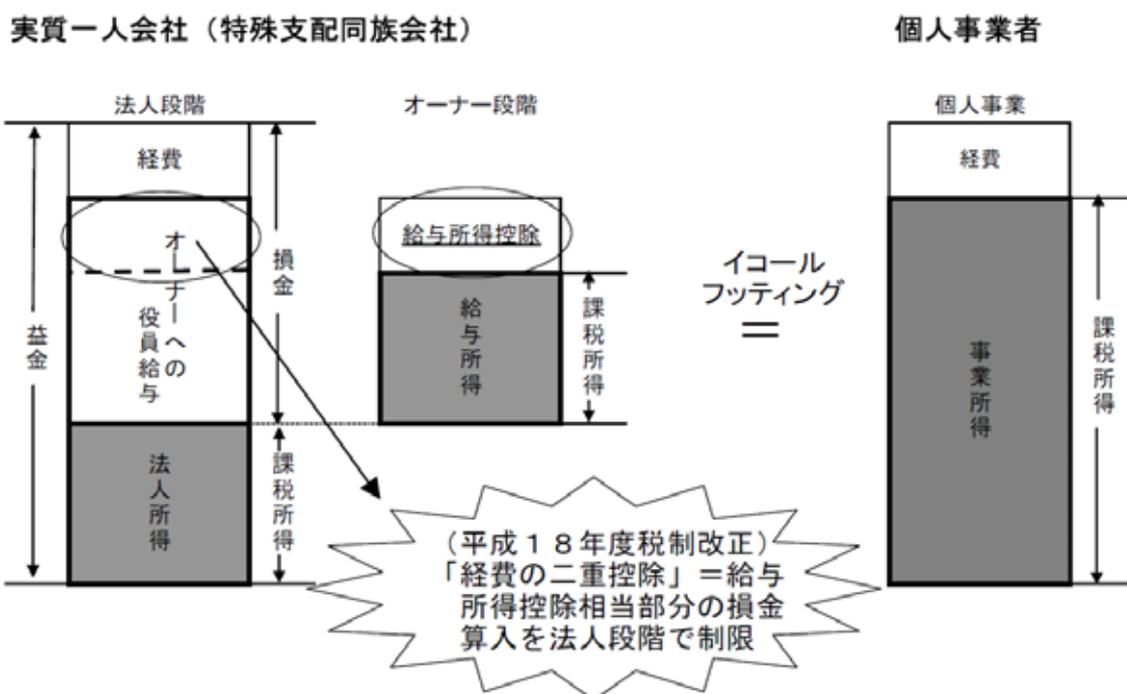
[適用除外]

基準所得（課税所得 + オーナー役員給与）800 万円以下

基準所得（課税所得 + オーナー役員給与）1,600 万円以下
（平成 19 年度から）

基準所得（課税所得 + オーナー役員給与）が 3,000 万円以下、かつ、オーナー役員給与が基準所得の 1/2 以下

< 損金算入制限措置の概要 >



>>>中小企業金融の円滑化

商工中金に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置（登録免許税、事業税等）

< 概 要 >

商工中金の株式会社への移行時に係る登記に関する登録免許税の非課税措置を講ずるとともに、新商工中金の移行期間中、新商工中金を利用する中小企業者が設定する抵当権の設定登記等に係る登録免許税の軽減措置と商工中金に対する事業税（資本割）の軽減措置等を講ずる。

< 効 果 >

中小企業の資金調達コストを軽減するとともに、商工中金の移行期間中の負担を軽減することで、中小企業金融の円滑化に寄与する。

（参考）移行期間中の軽減税率

	H20/10 ~ H21/3	~ H22/3	~ H23/3	~ H24/3	~ H25/3	H25/4 ~ 完全民営化時点等
抵当権設定登記等に係る登録免許税の軽減税率	2/1000					3/1000
事業税資本割の控除率	9/10	4/5	3/5	2/5	1/5	-

中小公庫に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置（所得税、法人税等）

< 概 要 >

中小公庫等を統合して設立される新政策金融機関に対する課税の取扱いについて、統合される現行の政策金融機関と同様の措置を講ずるとともに、新政策金融機関の権利承継に伴う非課税措置を創設する。

< 効 果 >

中小企業の資金調達コストを軽減し、中小金融の円滑化に寄与する。

商工中金及び信用保証協会の抵当権設定登記の軽減措置の延長（登録免許税）

< 概 要 >

商工組合中央金庫、信用保証協会に抵当権設定の登記等に伴う登録免許税の軽減措置の適用期限を、商工中金については、1.5 年延長（20 年 9 月末まで）、信用保証協会については、2 年間延長。

< 効 果 >

中小企業の資金調達コストを軽減し、中小企業金融の円滑化に寄与する。

[>>>中小企業組合への支援](#)

事業協同組合等の留保所得に関する特別控除制度の延長（法人税）

< 概 要 >

事業協同組合等の各事業年度における留保所得について、32%相当額の損金算入を認めている特別控除制度を 2 年間延長する。

< 効 果 >

財務基盤が脆弱な事業協同組合等の内部留保の充実が図られ、事業協同組合等の経営基盤の強化に寄与する。

中小企業等の貸倒引当金に関する特例措置の延長（法人税）

< 概 要 >

事業協同組合等が行う貸倒引当金の繰入れについて、通常の繰入限度額の 16%分を割り増して損金算入を認めている特例措置を 2 年間延長する。

< 効 果 >

財務基盤が脆弱な事業協同組合等の貸倒引当金の充実が図られ、事業協同組合等の経営基盤の強化に寄与する。

保険会社等の異常危険準備金に関する特例措置の延長（法人税）

< 概 要 >

火災共済協同組合等が異常危険準備金を積み立てる場合、正味収入共済掛金の 5 %（通常は 2.5%）まで損金算入を認めている特例措置を 3 年間延長する。

< 効 果 >

財務基盤の脆弱な火災共済協同組合等の異常危険準備金の充実が図られ、火災共済協同組合等の経営基盤の強化に寄与する。

事業協同組合等が行う共済事業の生命保険料控除制度等の適用対象への追加（所得税、法人税、相続税）

< 概 要 >

法律改正により、事業協同組合等における共済事業の健全性を確保するための措置が導入されたことから、事業協同組合等が大規模に行う共済事業を生命保険料控除制度等の対象とする。

< 効 果 >

中小企業者による共済事業の利用が促進され、共済事業の安定的な運営に寄与する。